

## 「本部町立保育所保育業務支援システム導入業務委託」発注要綱

### （目的）

第1条 この要綱は「本部町立保育所保育業務支援システム導入業務」（以下「本業務」という。）を発注するにあたり、必要な事項を定めるものである。

### （定義）

第2条 この要綱において「公募型プロポーザル」とは、公募によって本業務に係る企画提案を書類提出（場合によってはヒアリングを実施）を求めることにより、それらの内容が本業務の履行に最も適した者を受注者とする（以下「特定」という。）発注方式をいう。

2 この要綱において「応募者」とは公募型プロポーザルに応募する予定の者、または応募したものを用いる。

3 この要綱において「特定者」とは公募型プロポーザルにより特定された者をいう。

### （公募型プロポーザルの採択理由）

第3条 本業務は、町立保育所における ICT 化により、新型コロナウイルス感染症対策を図りながら、保育士の業務効率化による負担軽減と保育の質を高めるとともに、保護者の利便性の高い連絡体制の整備等により、利用者のサービス向上に取り組むことを目的に、これまでの経験や実績を重視し、限られた予算内で最大限の成果を得ることを目的として、公募型プロポーザルによる発注を行うものとする。

### （評価委員会）

第4条 町長は、公募型プロポーザルによる特定までの過程を厳正かつ公平に行うため、評価委員会を設置する。

2 評価委員会の委員は別表1のとおりとする。

3 評価委員会は、業務発注に先立ち、本業務の仕様書や評価基準を定める。

4 評価委員会は、前項の基準に基づき評価し、特定を行う。

### （公募）

第5条 町長は、第4条第3号の仕様書を付して、本業務の発注を公告により行う。

### （再公募）

第6条 町長は、応募者がいなかったとき、または適切な技術資料等がなく、評価委員会による特定が行われなかったときは、再度公募を行うことができる。

### （特定の通知）

第7条 町長は、特定者に対し、特定した旨を通知するものとする。

### （委託契約）

第8条 町長は、必要な手続きを経て、特定者と本業務の委託契約を締結するものとする。

(委任)

第9条 本要綱に定めるもののほか、本業務の公募型プロポーザルに関する必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、告示の日から施行し、町長が特定者と本業務の委託契約を締結した時点で廃止する。

別表第 1 （第 4 条関係）

評価委員会委員

（業務名：本部町立保育所保育業務支援システム導入業務委託）

|   |           |     |
|---|-----------|-----|
|   |           |     |
| 1 | 副町長       | 委員長 |
| 2 | 子育て支援課長   |     |
| 3 | 企画商工観光課長  |     |
| 4 | 教育委員会事務局長 |     |